

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定によって、次の土地改良事業の施行を平成十九年十一月三十日同意した。

なお、この同意について不服がある者は、同意があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この同意の取消しを求める訴えを提起することができる。

平成十九年十二月十日

広島県福山地域事務所長 宇都宮 健

事業主体	地区名	事業名
神石高原町	小野	区画整理事業